

【利子補給申請の手続きについて】

Q 1 : 利子補給の申請手続きや交付までの流れについて、教えてください。

【回 答】

①中小企業者（利子補給金交付対象者）は、融資の申し込みと併せて金融機関に利子補給の申請・請求を委任する。すでに、融資を受けている方は、融資を受けた金融機関窓口にて利子補給の申請・請求の委任をする。

中小企業者から金融機関への提出書類：○委任状（様式第3号）

○罹災証明書等写し

○その他金融機関から求められた書類

②金融機関は、①の委任に基づき年2回（1月～6月分（上期分）は7月末日まで、7月から12月分（下期分）は1月末日まで）、対象者を金融機関ごとに取りまとめ、県に利子補給金の交付申請をする。

金融機関から県への提出書類：○①で提出を受けた書類

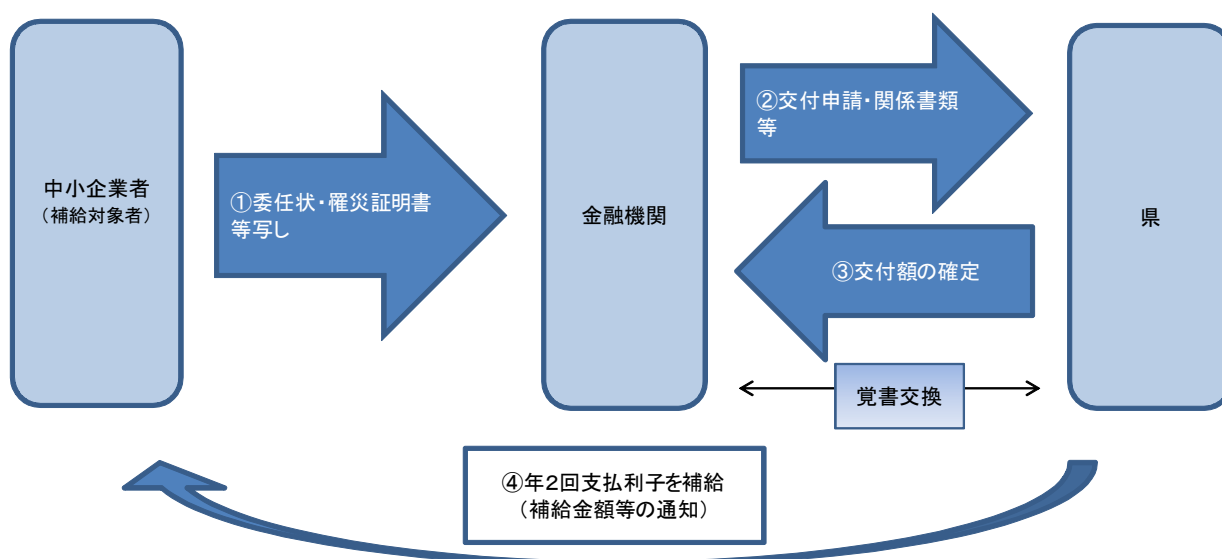
○被災中小企業者対策資金利子補給金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）とその添付書類

③県は、対象限度額（3,000万円以内）等の内容を確認し、利子補給金の交付を決定する。

県から金融機関への通知：○交付額の確定（様式第4号）

④県は、対象者に年2回利子補給金を交付する。

県から対象者への通知：○利子補給金額等の通知（様式第5号）



【利子補給対象者について】

Q 2 : 対象資金の融資を受けていれば、利子補給の対象となるのですか？

【回答】

- 利子補給の対象は、「災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）」及び「みやぎ中小企業復興特別資金」により融資を受け、かつ、市町村長が発行する罹災証明書等（罹災証明書、被災証明書、罹災届出証明書など、東日本大震災によって建物及び事業用資産に被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）の交付を受けた方です。
- また、利子補給の対象限度額は、上記2資金の合計額とし1被災中小企業者あたり3,000万円以内、補給期間は3年間です。
- 利子補給金の合計額は、1被災中小企業者あたり135万円を上限とします。

Q 3 : 間接被害（震災による売上減少）による要件で融資を受けましたが、利子補給の対象となりますか？

【回答】

- 対象資金を間接被害による要件で融資を受けた場合でも、市町村長から罹災証明書等の交付を受けていれば、利子補給の対象となります。

Q 4 : すでに対象資金の融資を受けているのですが、利子補給の対象となりますか？

【回答】

- 災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）は平成23年4月1日から、みやぎ中小企業復興特別資金は平成23年6月27日から取り扱いを開始していますが、それぞれ遡及して利子を補給します。
- 事務手続きについては、Q1をご覧ください。

Q 5 : 短期資金として、対象資金3,000万円の融資を受け利子補給を受けました。その資金の返済を完了し、さらに対象資金の融資を受けた場合、利子補給期間の3年以内であれば、また利子補給を受けることができますか？

【回答】

- この場合、利子補給金額の合計が135万円以内であれば、追加で受けた対象資金も利子補給の対象となります。

【罹災証明書等について】

Q 6 : 交付を受けた証明書名が、被災証明書となっていますが、利子補給の対象となりますか？

【回答】

- 証明書名は、罹災証明書、被災証明書、罹災届出証明書など、各市町村で異なります。交付を受けた証明書の内容が、「東日本大震災によって建物及び事業用資産が被害を受けた事実を証明したものである」であれば、利子補給の対象となります。
- 対象は、不動産、動産を問いませんが、事業用資産です。

Q 7 : 提出する罹災証明書等は、写しでいいですか？

【回答】

- 写しで構いません。

Q 8 : 融資を受けた方以外の名で交付された罹災証明書等でもいいですか？

【回答】

- 実質的に融資実行された方の所有（法人の代表者個人の所有であるものなど）であって、建物や事業用の資産であれば対象となります。

Q 9 : 被害を受けた建物の賃借人名で交付された罹災証明書等でもいいですか？

【回答】

- 賃借人が事業用に使用している建物であれば対象となります。その場合、賃借人名で罹災証明書を受ける必要があります。

Q10 : 事業所兼住居の罹災証明書等でもいいですか？

【回答】

- 構いません。客観的に（登記簿記載など）事業所として使用されているのであれば対象となります。

Q11： 2回目以降の交付申請でも委任状、罹災証明書等写し、償還予定表の提出は必要ですか？

【回答】

- 委任状、罹災証明書等写し、償還予定表については、一度提出していただければ、2回目以降の提出は必要ありません。
- ただし、提出した書類の内容に変更が生じた場合（会社名変更・代表者変更・償還予定の変更等）には、その書類について再提出をお願いいたします。

【利子補給限度額について】

Q12： 1社で災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）、みやぎ中小企業復興特別資金の融資を同時に受けた場合、利子補給はどうなりますか？

【回答】

- 1社で複数の融資を同時に受けた場合、その合計額が3,000万円以内であれば、その融資額全額に対する支払利子相当額を補給します。
 - 例 ①災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠） 融資額1,000万円
 - ②みやぎ中小企業復興特別資金 融資額2,000万円
 - ⇒ ①と②の融資額全額に対する支払利子相当額を補給します。
- その合計額が3,000万円を超える場合は、合計で3,000万円を限度として支払利子相当額を補給します。
 - 例 ①災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠） 融資額1,000万円
 - ②みやぎ中小企業復興特別資金 融資額4,000万円
 - ⇒ 利率の高い②の融資を優先することとし、融資額4,000万円のうち、補給限度額3,000万円に対する支払利子相当額を補給します。
- なお、利子補給の期間は、融資実行日から3年間（融資実行後3年後の応答月の約定日まで）です。ただし、期間前に補給上限額の135万円に達した場合は、その時点までとなります。

Q13： 1社で複数の対象資金の融資を時期を別にして受けた場合、利子補給はどうなりますか？

【回答】

- 1社で複数の融資を時期を別にして受けた場合、その合計額が3,000万円以内であれば、それぞれの融資額に対する支払利子相当額を、それぞれの融資実行日から起算して3年間、補給します。
 - 例 ①みやぎ中小企業復興対策資金
 - 融資額 1,000万円
 - 融資実行日 平成23年10月3日

②みやぎ中小企業復興特別資金

融資額 2,000万円

融資実行日 平成23年10月24日

⇒ 融資額全額に対する支払利子相当額を①については平成23年10月3日から3年間、②については平成23年10月24日から3年間補給します。

- 融資額合計が3,000万円以上の場合は、3,000万円を限度として支払利子相当額を補給します。

例 ①みやぎ中小企業復興特別資金

融資額 1,000万円

融資実行日 平成23年10月3日

②みやぎ中小企業復興特別資金

融資額 4,000万円

融資実行日 平成23年10月24日

⇒ ①については借入額全額（1,000万円）に対する支払利子相当額を平成23年10月3日から3年間、②については借入額4,000万円のうち2,000万円に対する支払利子相当額を3年間補給します。

（この場合、②の利子補給申請のみでも結構です。）

- 利子補給の期間は、融資実行日から3年間（融資実行後3年後の応答月の約定日まで）です。ただし、期間前に補給上限額の135万円に達した場合は、その時点までとなります。

【その他】

Q14： 利子補給金の振込口座は、どの口座を指定してもよいのですか？

【回答】

- 振込口座は、融資を受けた災害関連資金の返済のための口座を指定してください（融資を受けた名義と同じ名義の口座に限ります）。

Q15： 事業所のある私の市（町村）でも、県の災害関連資金に利子補給をすることですが、県と市（町村）の双方から2重に利子補給を受けることができるのですか？

【回答】

- この場合、県と市（町村）から2重に利子補給を受けることはできません。基本的に支払利子以上の補給を受けることはできませんので、まずは県の利子補給を優先してください。
- ただし、各市町村で県の要件以上の補給期間や補給融資限度額等を定めている場合、その部分については、市町村から利子補給を受けることができます。詳細や手続きについては、該当市町村の担当窓口へご相談ください。